

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・ナイトクラブでのスリ、置き引き事件の多発
- ・大麻製品販売にかかる注意喚起
- ・中東地域における緊張の高まりに関する注意喚起（その2）
- ・外務省最新海外安全情報

●ナイトクラブでのスリ、置き引き事件の多発

昨年秋から、邦人がナイトクラブにおいて携帯電話等のスリ、置き引き被害に遭う事件が多発しています。貴重品を抜き取られやすいポケットに入れず、鞆等からは常に目を離さない等十分に御注意してください。なお、クレジットカードを盗まれた場合は、不正使用の恐れがあるため、至急クレジットカード会社に連絡し、カードの無効手続を行ってください。

●大麻製品販売にかかる注意喚起

2018年10月に施行された「カナダにおける大麻に関する法律」に関して、今後、新たに大麻の有害成分を含む製品（食品の形状をしたものや肌に塗るタイプのもの等）の販売が開始される見込みです。ついては、邦人の皆様におかれましては、改めて以下について御注意ください。

- ・日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。
- ・在留邦人や日本人旅行者におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。また、大麻を含んだ食品・飲料についても同様に注意願います。

●中東地域における緊張の高まりに関する注意喚起（その2）

外務省から1月8日付で標題の広域情報が発出されています。今後、中東地域への渡航を予定されている方は御注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C005.html

●外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、御注意ください。

★中国湖北省武漢における原因不明の肺炎の発生（その3）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C009.html

★韓国における原因不明の肺炎の発生（中国からの輸入症例）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2020C008.html

★インド：「市民権法改正法」に反対する抗議活動に関する注意喚起（その2）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2019C136.html

★その他、個別の国・地域の安全情報については、外務省海外安全ホームページを御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、御自身にあてはまる事項がないか等御確認ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せて御活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

●領事出張サービスのお知らせ

旅券、各種証明、届出、在外選挙人登録の申請及び各種照会事項を受け付けますので、御希望の方は、必要書類を持参の上、直接会場までお越しください。

会場：日系文化会館（JCCC）

2月13日（木） 10時から12時

3月12日（木） 10時から12時

4月 9日（木） 10時から12時

5月14日（木） 10時から12時

●当館休館日のお知らせ

土曜日及び日曜日に加え、2月17日（月）、24日（月）、3月20日（金）は休館日です。
4月以降の休館日については、以下を御参照ください。

https://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html

●当館各種イベント情報

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html

●本メールは、御本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

●緊急時の安否確認を当館から行うため在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392まで御送付ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html

●本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際に配信が停止されます。たびレジ登録サイトに登録し本メールを受信されている方については、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。配信を停止したい場合は、以下のサイトから手続きをしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

●在トロント日本国総領事館のメールマガジンに御登録の方で帰国・転出による配信停止を御希望の方は停止理由（（例）●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまで御連絡願います。

●在トロント日本総領事館 Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えしていますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html